

## 障害者への理解促進及び差別解消のための条例制定に係るヒアリング

### 次第

日時 平成29年4月27日（木曜日）  
14時00分～16時00分  
会場 東京都社会福祉保健医療研修センター801教室

#### 1 開 会

#### 2 出席委員及び都職員紹介

#### 3 挨 捶 共生社会推進担当課長 下川 明美

#### 4 ヒアリング（五十音順）

1団体様10分程度にて、事前意見書に記載して頂いた内容の説明をお願いいたします。

- |                             |   |
|-----------------------------|---|
| (1) (NPO) 東京都自閉症協会          | 様 |
| (2) (公社) 日本てんかん協会 東京都支部     | 様 |
| (3) 全都在宅障害者の保障を考える会         | 様 |
| (4) 東京知的障害児・者入所施設保護者会連絡会協議会 | 様 |
| (5) 東京都精神障害者団体連合会           | 様 |
| (6) 東京都知的障害特別支援学校P.T.A連合会   | 様 |

#### 5 事務連絡

#### 6 閉 会

# 障害者への理解促進及び差別解消のための条例制定に係るヒアリング 事前意見書

団体名 NPO法人東京都自閉症協会

論点	内容
1 基本理念	<p>昨年の相模原市の支援施設での事件を踏まえ、その根底にある障がい者への間違った考え方を正すための理念を明記する。そのため、障がい者がすでに多様性と正しい人間観の形成において、社会的貢献をしていることを明記する。</p> <p>①「ひとりひとりの命を尊ぶ」＝「人権の保障」が根本であることを踏まえた、条例であるべき。          ②「個々の特性を認め合い、それぞれの困難性を理解し、必要な合理的配慮を用意すること」への理解を進めることが重要である。この意識の弱さが、「障害の克服」という言葉が未だに広く使われ、障がい者に過度の負担を強いることの大きな要因であると考える。</p>
2 都民及び事業者の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>①障害の有無に関わらず、全ての人の社会参加が可能になるような環境づくり</li> <li>②個々の違いを認め合い、誰もが差別を受けないような施策への協力</li> <li>③支援を必要とする人が、必要な配慮を求めやすい環境の実現</li> <li>●東京都の条例においても合理的配慮の不提供を差別と規定するとともに、国の規定に加えて、意思の表明がなくても何らかの配慮が必要なことを認識しうる場合に合理的な配慮をしないことが差別であることを明記する。(法の規定は、①障がいのある人から意思の表明があった場合、②障がいのある人の意思の表明が困難な場合は、その支援者による求めがあった場合に限定されている。これでは、発達障害の人には合わない)</li> <li>●発達障害の場合の配慮の内容は個々に異なるので、一般化するために、企業や学校側の要請がなくても本人の意思を代弁できる支援者を調整のために入れることができるようになります。</li> <li>●パワハラ、いじめなどの防止が、何より重要であると思われる。何か問題が起きた時にどこが調整を行うのかを明確にしておくことが必要である。</li> </ul>
3 事業者による取組の推進	
4 情報保障の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>①個々の特性を踏まえた、情報の取得及び意思疎通における障壁の除去</li> <li>●発達障害に対する情報保証では、聴覚や視覚など感覚の過敏に対しての環境調整も重要な視点となるが、聴覚障害や視覚障害の人に対する情報保証などに比較すると、わかりづらく、一般的ではない。こうしたニーズについて、知らしめていくことも重要。また、ICT機器の利用等、コミュニケーションを円滑に進めるのみ有効な方法についても、十分な理解が進んでいないと思われる。</li> </ul>
5 相談・紛争解決の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>①当事者等からの相談に応じ、相談機関と連携して必要な助言、調査及び関係者間の調整を行う</li> <li>②相談機関相互の連携を促進し、相談事案にかかる情報の収集および分析を行う</li> <li>●何か問題が起きた時に、本人や家族対事業所(学校や職場)で問題解決することが難しい場合に、どこが調整を行うのかを明確にしておくことが必要。さらに言えば、NPOなどの第三者機関が仲裁に入りやすいようなシステムをつくっておくことも大切。「差別解消に関する専門窓口」があり、そこにケースワーカーが常駐し、必要に応じてケース会議を開催したり、関係機関の協力を得ながら問題解決できる仕組みづくりが必要である。</li> </ul>
6 上記5つ以外の論点	<ul style="list-style-type: none"> <li>①教育現場において、まだまだICT機器の利用、試験での配慮、環境調整などは一般的ではない。教育現場での合理的配慮を推進するための仕組みづくり(第三者的な相談機関の設置など)が必要。</li> <li>②行政サービスの利用に関して、困っていることの内容がどの部署に属するのかがわからず、たどり着くまでに多くの時間を要する場合が多い。高齢者や外国人を含めて、コミュニケーションに困難を抱える人たちを、入口で支援するという視点は重要であると思われる。</li> <li>③地域の協議会等に、発達障害の代表も入れていくようにする。</li> </ul> <p>条例の考えに矛盾する東京都の各分野の施策を、3年以内に見直すことを明記する。</p>

(別添3) 障害者への理解促進及び差別解消のための条例制定に係るヒアリング 事前意見書

団体名 公益社団法人 日本てんかん協会(波の会) 東京都支部

論点	内容
1 基本理念	日本国憲法で保障された基本的人権、国連で採択され、日本で批准された障害者権利条約および、国内法である障害者差別解消法を、東京都という自治体のレベルでさらに具現化し、実現していく条例が制定されること。てんかんという疾病・障害に関しては、2015年6月19日WHO総会における、てんかんについての決議が最大限・先取的に実現されること。
2 都民及び事業者の責務	障害には、さまざまな種類があり、当事者は、それぞれ苦労や困難を抱えています。障害者が差別される場合、無理解・偏見が大きな原因となっていることが多いように思えます。公的な機関・メディアや学校などで、「障害」について関心をもっていただき、正しい知識を得ていただくことが大事だと思います。
3 事業者による取組の推進	事業者は、サービスを提供する側として、また、雇う側として障害者に接する機会を持ちます。2つの面で合理的配慮を実現する立場にあります。事業者の合理的配慮により、障害者が差別なくサービスを受け、社会にかかわることができるようになることを望みます。障害のある被雇用者に関しては、本人と十分話し合って、環境調整・仕事の配分を決めてほしいと思います。
4 情報保障の推進	「情報弱者」のような存在が生まれないように、当事者の要望に応じて、情報の発信・伝達・受け取りに関して、あらゆる手段を駆使して行われることを望みます。また、時間が経過した情報でも、最大限入手可能な環境が実現されることを望みます。
5 相談・紛争解決の仕組み	幅広い相談に親身に相談に乗ってくれる、窓口(ホットライン)を開設していただきたいと思います。まずそこに連絡をとっていただき、各障害者団体など、最善の専門窓口に紹介していただくようなシステムが作られることを願います。紛争に関しては、相談に乗る当事者それぞれの問題に詳しい法律専門家が相談に乗ってくれる体制をつくってほしいと思います。
6 上記5つ以外の論点	3にもかかわることですが、精神障害者手帳取得者への交通費割引が、民間事業者にさらに広げられていくことにつながる規定を定めてほしいと思います。遠くても適切な専門的な医療を受けること、また、社会参加することは総合的なりハビリテーションにとって大切なことだからです。

(別添3) 障害者への理解促進及び差別解消のための条例制定に係るヒアリング 事前意見書

団体名	全都市障協会
論点	内容
1 基本理念	別紙のとおり
2 都民及び事業者の責務	別紙のとおり
3 事業者の取組の推進	別紙のとおり
4 情報保障の推進	別紙のとおり
5 相談・介護支援の手助け	別紙のとおり
6 上記5つ以外の論点	別紙のとおり

じぜんいけんしょ  
事前意見書

ねん がつ にち  
2017年4月27日 全都在障会

【ヒアリング前文】

<東京都における重度しおがいしゃの地域参画への取り組み>

私たち「全都在宅障害者の保障を考える会」(以下「全都在障会」という)は、

1971年府中療育センター移転阻止闘争にて、そこに収容されていた重度しおがい

や数名に対する管理体制による差別や虐待に耐えられずに声をあげ、差別阻止の

運動を行ってきた歴史があります。施設収容が当たり前とされた当時、しおがい

しゃ自身の告発による反対運動がおこり、それを皮切りに重度しおがいしゃが、施設

ではなく地域で生きるための保障を、国や東京都に対して訴えていきました。闘争後、

地域で生きる道を選んだ新田勲さんを筆頭に数人のしおがいしゃたちが、しおが

いしゃの逼迫した現状を訴え、東京都福祉局との命がけの交渉の中で、東京都は

しおがいしゃの地域での生活権を認め、全国で初めてしおがいしゃが地域で

生きるための介護保障である重度脳性麻痺者介護人派遣事業を1974年に施行し、また

重度しおがいしゃが生きるために保障としての重度手当も同時に実現されていきました。

家族介護が重視される風潮の中で、東京都はしおがいしゃを一人の人間として

認め、個人としての権利保障を実現してきました。

この東京都と新田代表率いる全都在障会との、長きにわたる協議の末実現された

東京都独自の制度は、自立生活をしたいと望むしおがいしゃの権利を保障し、東京

とちゅうしん ちいき じりつ ふ  
都を中心として、地域に自立していくしようがいしやを増やしていきました。その後  
とうきょうと せいど くに かさ はい じりつ かんきょう ちほう ひろ  
東京都の制度が国の傘に入していくことで、自立できる環境が地方へも広がり、しょ  
うがいしやの自立が全国に広がっていったのです。そして現在の障害者総合支援法に  
じゅうどほうもんかいご かたち か いまちいき せいかつ げんさい しょうがいしやそうごうしえんほう  
による重度訪問介護として形を変え、今地域で生活するしようがいしやのなくてはなら  
ほしょう しゃかいさんか こじん けんり  
ない保障となっています。このようにしようがいしやの社会参加と個人の権利を  
はや じつげん せいど ちほう ひろ いみ とうきょうと せんくてき  
いち早く実現し、この制度を地方へ広めていったという意味では、東京都は先駆的に  
じこじつげん じこけつてい そくしん さくねんしこう きべつかいしょうほう  
しようがいしやの自己実現と自己決定を促進させ、昨年施行された差別解消法の  
ごうりてきはいりょ さきが おも  
合理的配慮を先駆けてやってこられたと思っています。

重度のしうがい当事者の声を重要視し、当事者参画による制度構築に行政がともに取り組んできたからこそ「完全参加と平等」という理念が実現しつつあると私たちちは考えています。

しかし障害者差別解消法が施行されたとはいえ、まだまだこの法律を知っている人は少なく、日々しうがいしやは差別にさらされ困窮しているのが現状です。この東京都による差別解消条例についてのヒアリングに参加することにより、私たちの現状を知ってもらうだけでなく、重度のしうがいがあっても一人の都民として、この障害者差別解消法による東京都の条例の政策に携わっていきたいと考えております。

ぜんとざいじょうかい きむらえいこ  
全都在障会 木村英子

## 1、【基本理念について】

① しょうがいしやの権利に関する条約の策定過程で尊重された「私たちの事を、私たち抜きに決めないで」という考え方のもと、全てしょうがいしやは、しようとがいを理由として差別を受けず、自分の選んだ地域で、自分らしい生き方を実現できるよう、集う、学ぶ、遊ぶ、働く、住まう、憩うなど暮らしのあらゆる面にわたって、参加する権利を有する。しょうがいしやは社会参加するにあたっては、移動保障・介護保障が不可欠である。

② しょうがいしやの女性が、一人の女性として認められないなど、複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合、一人の女性としての権利を侵害されない適切な配慮がなされなければならない。全てしょうがいしやは、その性別、年齢等による複合的原因により、特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた適切な配慮がなされなければならない。

③ しょうがいしやに対する差別をなくすための取組は、従来しょうがいのある人との人が分けられてきたことで、誤解や偏見、無理解、無関心を生み、差別が生まれる原因となってきたことを踏まえ、集う、学ぶ、遊ぶ、働く、住まう、憩うなど暮らしのあらゆる面にわたって、他の者との平等な、分け隔てない社会のための環境づくりと一体のものとして行われなければならない。

④ しょうがいしやに対する差別をなくすための取組は、社会のあらゆる場面で分け隔てなく、様々な立場の市民がそれぞれの立場を理解し、共感し、支え合い、関わり合い、及び相互に協力して行い、並びにこれを将来の世代に継承して

いかなければならない。

⑤ しようがいは、個人の心身の機能の状態から直接的に生じるものではなく、

その状態と社会的障壁との相互作用によって生じるものであることを踏まえて、しようがいしやに対して合理的配慮が行われなければならない。

## 2、【都民及び事業者の責務・理解促進】

・<事業者に対する差別解消に関する研修を東京都が繰り返し行い、研修内

容はしようがい当事者が伝える>

事業者が率先して、しようがいしや差別解消法の学習会を開催し、特に差別

されている側の当事者が主体となって、差別されてきた事例を伝える。各事業者が

定期的に研修を開催できるように、都と各市町村行政が、情報提供や財政面

など積極的バックアップをし、定期的な研修をシステム化する必要がある。

事例)・公共交通機関で、運転手がスロープの出し方を知らず乗車拒否等

公共交通機関の差別的対応がある→鉄道会社での研修の必要性

・しようがいしやにアパートを貸してくれない不動産屋や大家が多い

→不動産業者での研修の必要性

・各種業界の「接遇マニュアル」に、しようがいしやに対する対応が盛

り込まれていなかつたり、間違った対応が書かれている

→各種業界の「接遇マニュアル」の点検を、しようがい当事者と協力

して行う必要がある。(駅、デパート、介護事業所など)

・<分けない教育のための環境整備>

差別解消の一一番の近道は、教育現場において健常児としょうがい児を分けない教育を実践することが大切である。そのために差別解消法理解のための職員研修を行う。できる範囲で環境を整えて、例えば教員の確保やバリアフリーなどの建物の設備を整えることで、子供たちが一緒に学びあえる環境づくりを整える必要がある（通学および学内での移動の保障、必要な人的配置、必要な福祉機器、コミュニケーション機器、高さの調節可能な机などの整備、しょ

うがいを持つ学生の支援担当者や担当部署の設置などを含む）。

3月7日に行われた検討部会で、「インクルーシブ教育など様々な動きがあるが、現場では人的・資金的課題がある」という意見が出されているが、教育でもっと優先して検討し整備されなければならない。そのことで、相互理解が生まれ、差別をなくし合理的配慮が自然に、関係性の中で生まれてくると思われる。

#### ・<しょうがい理解のための教育>

「障害者差別解消法」「障害者権利条約」「東京都差別解消条例（仮）」について、学校教育の中で必修化すべきである。

教育の中で、いろいろな状況を抱えた当事者の経験を聞いたり、車いす体験などの授業を作る。健常者と同じ学校に通うのはもちろんのこと、それと併せて、しょうがいしやの人たちからの学びを、小・中・高と、定期的に授業の中に盛り込んでいくことが必要である。共生社会があたりまえになればこのような取り組みは必要ないが、あたりまえになるまでは、積極的にこのような授業を通して啓発していく必要がある。

## ・街のバリア

だれでもトイレは、おむつを替える子連れの親子や、着替えをする健常者など様々な人が利用し、しうがいしゃが使えなくなつて大変困つてゐる。「障害者優先トイレ」と表示を変えてほしい。

事例) 中部国際空港は、普通のトイレが大きくつくられており、車いすのまま入れる。健常者もスーツケースを持ち込んで利用できると好評。ユニバーサルデザインで世界に評価されている。

## ・都民への啓発イベントの開催

「しうがい児は公園で遊ばないで」「しうがいしゃと同じアパートに住みたくない」といった偏見や、「だれでもトイレ」に健常者が平然と入つたり（混んでいて、ここしか入れなかつたんだから、入つて何が悪いのか）、エレベーターを譲らない（私だって待つてようやく乗つたんだから、車いすの人も待つのは当然だ）といった「間違つた平等」や間違つたマナーが横行しているので、しうがい当事者の体験を交えた、都民への啓発イベントを定期的に実施する。

現在日本の差別解消法では個人の差別は対象にならないが、しうがいを理由としたいじめや暴言、仲間外れや嫌がらせ、暴力など、個人の差別を対象にしないかないと、暴言や差別、虐待はなくならない。事業者、行政だけでなく、都民も差別解消法の対象としてほしい。

## 3、【事業者による取組みの促進】

・都内の差別事例等を、都が情報収集し、把握整理して、事業者に対して情

報発信し、注意喚起を促す。

・しうがいしやに対する理解を深めてもらうためには、しうがいのある人が

スムーズに町中に出で、スムーズに社会資源を使うことができるよう、公共機

関だけでなく、個人の商店や自治会、小規模事業者などに、スロープや手す

り、点字メニュー、筆談ボードなどを設置できるような予算を確保する。

今後、新たにつくるところは、必ず設置しなければならない。

#### 4. 【情報保障の推進】

・コミュニケーションについては、各しうがいしやのニーズに合わせた福祉機器の配布を円滑にする。

・特に知的しうがいしやの場合は、すべての資料にるびをふり、むずかしい単語や熟語のわからないことばを、わかりやすく示したり、絵で意味を伝えたりできる「わかりやすい版」が必要。

・近年、行政も「情報は、ホームページをご覧ください」ということが増えてきているが、やはりそれでは情報が得られない人も多い。インターネットのみに頼るのでなく、紙による資料配布は重要である。

・駅など標識はわかりやすく、ふりがなもつける。それだけではなく、各機関にわからない時に説明してくれる人の配置が必要（駅員など）。

・選挙の投票について、しうがいに配慮した投票方法や必要な設備、補助器具の設置や補助員の設置などが必要。また候補者の情報について、しうがい

ひと どうとう じょうほう つた  
のない人と同等の情報が伝わるよう、しょうがいしやに配慮する。

とうひょうほうほう きめい  
投票方法は記名だけでなく、チェックをつける方法など簡素化した方法を選べ  
るようとする。

### 5、【相談・紛争解決のしくみの明確化】

さべつ とき そだんまどぐち じゅうじつ  
・差別された時の相談窓口の充実。(なかなか言えない人も多いので、多様な手

だん くふう  
段を工夫する)

じょうほう よ  
・情報が寄せられた差別や虐待の救済策を、差別解消地域支援協議会等で

きょうぎ  
協議し、情報提供する。

さべつかいいけつ せんもん きかん とうきょう と  
・差別解決の専門機関を東京都として作ってほしい。(調査する権限も持つ)

きかん みと ばあい ひょう か つ ふく そしょう えんじょ  
また、この機関が認めた場合、費用の貸し付けを含めた訴訟を援助することも  
できる。

と ち じ かんこく こうひょう おこな  
都知事は、勧告、公表を行ってなお差別が解消しない場合は、必要な対応を

かいけつ たずさ  
とり、解決するまで携わること。

あくい じあん こうひょう ばっそく きさだむ えいぎょうてい し せきにんしや  
悪意のある事案には、公表し、罰則規定(営業停止や責任者へのペナルティ)

ばつkin もう さべつ かいせん  
罰金)を設け、差別を改善する。

### 事例) 温泉の入浴拒否

いっていきかん そと で  
・一定期間、しょうがいしやが外に出ていない事案については、安否確認が必要(介

ごづか ころ れい たた  
護疲れで殺してしまう例が多々あるため)。差別への対応として、町中の暴言に対

ちゅうい けいはつ うなが  
しては注意したり、啓発を促すことが必要だが、密室での差別、いわゆる虐待

たい ほうもん き と  
に対しては、訪問や聞き取りなどして、未然に防ぐことが重要である。

### 3、【その他の論点】

- ・条例のチェック機関を作るべきである。(特にヒアリングを受けたメンバー・団体を中心として)
- ・しょうがいを持つ女性に対する差別の禁止を、項目として盛り込む  
　　しょうがいを持つ女性に対し、妊娠・出産・養育・家事等において、しょうがいを理由にその役割を強制または剥奪してはならない。
- 事例) 同じ女性なのに女性の役割を果たせないとして、同性からも異性からも暴言や健常者の常識の押し付けなどの差別を受ける。(妻としてできることは何もないのに結婚なんかして。/しようがいしゃが産んだ子は普通に育たない。/子供まで望むなんて結婚できるだけでもありがたいと思え。)
- 事例) 乳児を抱えたしようがいしゃの女性が、おむつを替えたり授乳するときに、しようがいしゃ用トイレを使いたいのに、だれでもトイレという表示をされていることで、健常者の子供を抱えたお母さんたちが入っていることが多く(人口的に健常者が多いため)、大変困っている。しようがいしゃがいつでも使えるように都民に啓発していただきたい。同じ女性としての権利を健常者の権利と同じようにするための合理的配慮を保障するために、一般のトイレにも授乳室やおむつを替えるベッドの設置をしないと、そこでしか使うことができないしようがいしゃ

は二重に差別を受けることになるので、早急な改善が必要。

・しうがいを理由とした差別の禁止については、下記のような具体的な場面について  
て禁止事項を載せる。

### ○医療の提供における差別の禁止

医師そのほか医療従事者は、しうがいのある人に対して、正当な理由

なく、しうがいを理由として、医療の提供を拒み、もしくは制限し、

又はこれに条件を付し、そのほか不利益な取り扱いをしてはならない。

医師その他の医療従事者は、しうがいを理由として、しうがい

ある人が希望しない入院その他の医療を受けることを強制してはな

らない。

### ○商品の販売およびサービスの提供における差別の禁止

商品の販売およびサービスの提供を行う者は、しうがいのある人に

対して、正当な理由なく、しうがいを理由として、商品の販売もしく

はサービスの提供を拒み、もしくは制限し、又はこれに条件を付し、

そのほか不利益な取り扱いをしてはならない。

### ○公共的施設及び公共交通機関の利用における差別の禁止

公共的施設及び公共交通機関において、しうがいしやを制限・排除・拒否

してはならない。

補助犬を拒否してはならない。

しうがいのない他の人と比べて不利な料金設定をしてはならない。

差別を行わないよう広報・教育・支援・監督をしなければならない。

### ○不動産取引における差別の禁止

不動産の売買、交換または賃貸借、入居、使用において、正当な事由なしに、

しょうがいのある人またはしょうがいのある人と同居するものに対して、

不動産取引を拒否、制限、条件付け、そのほか不利益な取り扱いをしてはならない。

### ○情報の提供における差別の禁止

しょうがいを理由に情報へのアクセスや利用に、拒否、排除、制限をしてはならない。

しょうがいしゃがしょうがいのない人と同等に、情報にアクセス、利用できる  
ように、手話、点字、朗読、代筆、案内、知的しょうがいをもつ人にはわかり  
やすい版（わかりやすい言葉や、絵・写真をつかう）など必要な手段を提供し  
なければならない。

放送について、字幕・手話、解説、音声サービスなど、しょうがいのない他の人  
と同等のアクセス・利用ができるようにしなければならない。

### ○教育における差別の禁止

本人もしくはその保護者の意見を聞かないで、または必要な説明を行わ  
ないで、入学する学校を決定することは禁止。

特定の授業や体育活動、実験・実習、現場見学、修学旅行等の学習を含

むすべての校内活動で、しょうがいを理由に参加を制限、排除、拒否しては

ならない。

○福祉サービスの提供における差別の禁止

福祉サービスの提供を行う者は、しょうがいのある人に対して、正当な理由なく、しょうがいを理由として、福祉サービスの提供を拒み、もしくは制限し、又はこれに条件を付し、そのほか不利益な取り扱いをしてはならない。

しょうがいしゃを意思決定過程で排除してはならない。

(別添3) 障害者への理解促進及び差別解消のための条例制定に係るヒアリング 事前意見書

団体名

東京知的障害児・者入所施設保護者会連絡協議会

論点	内容
1 基本理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>■障害のある人もない人も分け隔てなく暮らしつづけることができ、障害を理由に排除されることもない共生社会創りを求め、皮相的でなく真に実効性の在る条例制定を実現したい。</li> <li>■この条例が、施設入所支援を含めて、障害者が求める豊かなくらしが送れる環境の保障に寄与する者であって欲しい。</li> <li>■条例の各規定は、社会の皆さまがその存在に気づき易く、読み取ることも容易な表現が極めて望ましい。</li> <li>■独占的、或いは協定に基づいて都民が利用する他県所在の障害者支援施設の存在も鑑みて、東京都固有の福祉施策や首都東京として課されている実態・実情に適った条例であることを明記して欲しい。</li> <li>■地域社会の定義・範囲の明確化が必要。</li> <li>■一人一人の障害特性に合わせた合理的配慮であると云うならば、明確な意思の表明が乏しかったり、全くできない障害者への取り組みは喫緊の課題。</li> </ul>
2 都民及び事業者の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>■東京都と自治体、福祉事業者、支援者、障害当事者と家族等々が、多様な主体者として東京都の福祉施策に関わり、或いは携わることで、東京都ならではの共生社会の創成を図るとともに、条例の中にそれぞれの役割について明記することができれば尚可。</li> <li>■合理的配慮が、社会が担う金銭的、心理的コスト両面で、過重なコスト求めるのを意図しているものではないことを啓発してゆくことで耳目を集めることが肝要。</li> <li>■法律への理解促進や差別解消に、学校教育の現場で児童・生徒に視点を合わせて取り上げることも大切ですが、それ以上に、教員の養成時、さらに恒常的に障害者の特性や権利擁護を知見する研修を重ねて行ける環境作りが不可欠。</li> <li>■醜美を見極める感性が芽生える小学校低学年では、障害者と自然にふれあう体験を通して、高学年以降は、障害特性や障害者支援について、事例の共有を図りつつ権利擁護について確りと教導することが肝要。</li> </ul>
3 事業者による取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■小規模の事業者でも戸惑うことなく取り組めるよう、情報の提供や金銭的、精神的負担の軽減に向け、行政からの積極的な支援がある旨明示する。</li> </ul>
4 情報保障の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■知的・発達障害者に極めて分かりやすい手法で情報伝達を図る。さらに、意思疎通や意思決定に言語で思いを伝えることに難点がある人には、言語以外での提供を可能にする研修の実施とその担い手の養成を進める。</li> </ul>
5 相談・紛争解決の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>■知的・発達障害者にとって、くらしの環境向上に確実に繋がる相談支援の在り方の工夫が必要。</li> <li>■単なる苦情処理の域を超えて、実行性の在る相談支援の事業化を図るために行政の財務的援助が必要。</li> </ul>
6 上記5つ以外の論点	<ul style="list-style-type: none"> <li>■知的・発達障害への救急搬送や入院治療に当たって受け入れ、診療拒否に遭うことが後を絶ちません。医療機関、療養に携わる方には、深い理解と思い遣りをもって、障害者への的確な医療・治療行為への認識を深めて欲しい。</li> <li>■法律では懲罰的な規定は定められてはいないが、条例制定に当たっては、行為が明らかに悪意のある事案に対しては、何らかの罰則規定を上乗せして設けることを排除しない。</li> </ul>

## 障害者施策推進部計画課

## (別添3) 障害者への理解促進及び差別解消のための条例制定に係るヒアリング 事前意見書

団体名

東京都精神障害者団体連合会 南地 周

論点	内容
1 基本理念	精神障害者は一般に労働能力が健常者に比べて低いが、なかなか雇用してもらえない。また障害者で雇用してもらっても賃金が低いという状況がある。こういう状況が基本的にはある。収入が少ないので家族に負担がかかる。収入が安定しないので親元から離れて独立してアパートを借りようとしてもなかなか貸してもらえない。収入が少ないと(特に男性は)結婚が難しくなってきた。このような悪循環を断ち切る為にはどうしたら良いかという観点が必要。
2 国民及び事業者の義務	日本の場合、障害者を含む国民すべてが日本国憲法によって健康で文化的な生活を営む権利を有することが認められていて、ここから出発していくのがなくてはならない。上記憲法に基づき年共生機関および大中小の企業は労働能力の低い障害者であっても雇用しなければならないのである。また収入が低くてもアパート等住居を貸すことを持てはならないのである。収入が不安定でも結婚と出産に障壁を設けてはならないのである。
3 事業者による取組の推進	しかし現実はまだ「まだ」障害者雇用はすすんでいないのが実情である。精神障害者の場合、事業者に第一に取り組んでもらいたいのが「偏見の除去」である。「精神障害者は全員が自傷他害に及ぶ危険な存在である」という事は完全な誤解であり、まずこの偏見を除去していく必要がある。もう一つ「精神障害者は全員無能力の魔人である」という事を完全な偏見であり、除去していく必要がある。
4 情報保障の推進	この論点は主に視覚及び聴覚障害者として知的障害者及び外国人にとって特に必要な論点である。ただ精神障害者にと、これら記述障害と重複している障害者以外に多いのでやはり取り組むべき論点である。オリンピックパラリン匹ク準備の必要上、ドア建築物を作った際に特徴新規建築物の場合情報保障面を考慮した設計を推進する必要がある。当然既存施設も推進していくがなくはない。
5 相談・紛争解決の仕組み	現実には障害者差別を背景とした紛争事案はまだまだ多いのが実情である。そこが重要になるのが具体的紛争事案の解決の仕組みである。差別を受けた障害者自身が現実に起きた事案を「紛争」として申請しなければならない実情がある。大変なのは事案の説明責任及び立証責任が障害者自身に課せられるという構造的問題がある。
6 上記5つ以外の論点	相模原の津久井やまゆり園で起きた悲惨な事件はまだ記憶に新しい。事件はこの上なく悲惨だったが、この犯人の凶行の背景にある「優生思想」という障害者抹殺の思想というものは恐い事だが現実社会には根強く存在している。社会全体の取組としてこの「優生思想」を根絶し、障害者と共に「共生していく」という思想を広めなくてはならない。

(別添3) 障害者への理解促進及び差別解消のための条例制定に係るヒアリング 事前意見書

団体名 東京都知的障害特別支援学校PTA連合会

論点	内容
1 基本理念	合理的配慮の提供…当事者が主体になる観点、当事者が希望する配慮に基づいたものであること。
都民及び事業者の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育での取組…教育者の理解促進、地域の学校における支援学級の教員の特別支援学校免許状保有率の向上や、特別支援学校のセンター的機能を発揮したコーディネーターによる研修、出前授業などにより、現場の教員が正しい情報、正しい知識で子供たちに伝え、疑問や戸惑いに正対していくことが重要である。</li> <li>・知的や発達障害の児童生徒への配慮…一見して障害があるかどうかわからないため、努力不足や怠けているとおもわがちである。また、奇声や多動などが続くときは、何かしらの原因があるにもかかわらず、問題行動だけが取り上げがちである。障害の特性を理解し、原因究明とそれに対する適切な対処、配慮を行うことで、安定した生活、また就労では定着支援に大きくつながると考える。</li> </ul>
3 事業者による取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者が困ったときの相談場所、支援方法を多角的に見ながら検討できるチームづくり、ジョブコーチの配置などによる人的支援を拡充していく。</li> <li>・表彰の規定…事例をアウトプットしていくことで、全体の意識の向上につながると考える。</li> </ul>
4 情報保障の推進	知的障害、発達障害は、障害種別の中でもとりわけ年々増加をしている。個々に応じた、視覚的なツールを使用したり情報を構造化することで、より一層効率が高くなると考える。
5 相談・紛争解決の仕組み	・知的障害者は、自身の困り感を言葉で表現することが難しいことが多い。コミュニケーションを取ることが難しいということだけでなく、ぎりぎりの状態まで頑張ったり、決まったことをやり切らないといけない、気が済まない、という強迫的な観念が働いてしまうために、無理をしそうな状態になりやすい。周りがペース配分を考えたり、表情や様子を見ていくことが必要である。
6 上記5つ以外の論点	

# 障害者への理解促進及び差別解消のための条例制定に係るヒアリング

## 次第

日時 平成29年4月28日（金曜日）  
10時00分～12時00分  
会場 東京都社会福祉保健医療研修センター801教室

### 1 開 会

### 2 出席委員及び都職員紹介

### 3 挨 捶 共生社会推進担当課長 下川 明美

### 4 ヒアリング（五十音順）

1団体様10分程度にて、事前意見書に記載して頂いた内容の説明をお願いいたします。

(1) (N P O) 東京高次脳機能障害協議会	様
(2) 障害者と家族の生活と権利を守る都民連絡会	様
(3) 全国視覚障害児（者）親の会 東京支部	様
(4) 東京L D 親の会連絡会	様
(5) 東京視覚障害者協会	様
(6) 東京肢体障害者団体連絡協議会	様
(7) 東京都肢体不自由特別支援学校 P T A 連合会	様
(8) 東京都重症心身障害者（児）を守る会	様
(9) 東京都精神保健福祉家族会連合会	様

### 5 事務連絡

### 6 閉 会

## (別添3) 障害者への理解促進及び差別解消のための条例制定に係るヒアリング 事前意見書

団体名 特定非営利活動法人東京高次脳機能障害協議会(略称TKK)

論点	内容
1 基本理念	<p>①障害がある人も無い人も、全ての人の基本的人権を確保。</p> <p>②人格と個性を尊重し合いながら、共生社会の実現。</p> <p>③障害のある人が地域で差別されることなく、一般市民と一緒に暮らせる社会の実現。</p> <p>④障害者等に対する差別的取扱いや合理的な配慮の不提供の禁止。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・以前に福祉大学の講演会で、日本には敗戦後の傷痍軍人に対して優しくはなかった歴史が、今も障害者に対して受け入れがたい土壤が続いているという話を聞き、何となく納得したことがあった。</li><li>・障害者に対する合理的配慮といつても、具体的に何ができるのか一般都民には理解が難しい。</li><li>・都や区市町村の職員に研修を行い、職員が街に出た時に実践をすると広がりが出てくる。</li><li>・天皇陛下や皇后陛下が、被災地に出向き実践しておられるこを、公務員が障害者に対して自分の出来る範囲で実践すると、それを真似て実践できる都民が増える。</li><li>・日本人は東北大震災の時、都民の規律正しい行動が海外から称賛された。やり方が分かれば、人々このような国民性が無理なく発揮できる要素がある。</li></ul>
2 都民及び事業者の責務	<p>①初等教育の頃から、障害への理解を深めて、誤解や偏見を持たなくする教育。</p> <p>②社会全体に対しては、人格と個性を尊重し合いながら共生するために、障害への理解を促進し、支援を拡充する施策。</p> <p>③障害のある人自らが支援を求めやすい環境、及び、支援が必要であるにもかかわらず求めることができない障害のある人も支援が受けられる環境の実現。</p> <p>④都民を対象にした、行政・事業者・当事者・地域が一緒に考えるシンポジウムを開催し、それぞれの事例やできる事、できなかつた事などを発表する場を様々な地域で行なう。</p>
3 事業者による取組の推進	<p>①都民及び事業者(行政・自治体などの公務員含む)の取組を進めるため、「都民、事業者等の自発的活動を促進するための情報の提供、助言、及び、功績のある事例の紹介、推奨や表彰等」を都が行うこと。</p> <p>②障害福祉サービス事業所が事業を行う場合への差別的取扱いや合理的な配慮の不提供の禁止。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・私の知る障害福祉サービス事業所は、通所希望者が多くなり、場所が狭く困っている。多くの物件に対処しているが、福祉にだけは貸さないという大家がいる。間に入っている不動産業者のほうが理解があり、折衝してくれるが無理だったケースがあった。</li><li>・また、100m<sup>2</sup>以上の物件に対して、障害者事業所が賃貸契約をする場合は、用途変更を大家にして貰わなくてはならない。老人のデイサービスや障害児施設に関しては対象にならないが、大人の障害者施設には対象になる。</li><li>・行政・各種事業者・地城市民・当事者と一緒に話し合う場があるとよい。</li></ul>

(別添3) 障害者への理解促進及び差別解消のための条例制定に係るヒアリング 事前意見書

団体名 特定非営利活動法人東京高次脳機能障害協議会(略称TKK)

- ①高次脳機能障害についての理解促進と支援普及、及び対応できる支援者の養成の拡充。
- ②支援が必要であるにもかかわらず、支援の必要性が分からぬいため、また、分かっていたとしてもどう伝えたら良いのか方法や手段が分からぬ高次脳機能障害のある方のために、支援者や家族が代わりに意思を伝えることが確保できるようにする。
- ③高次脳機能障害のある方の支援の必要性を理解できる支援者や専門家の養成と、その支援者や専門家を利用する場合の費用負担は公費(都)とすること。

- ④失語のある方など、意思疎通及び情報取得又は利用が困難な方々の手段を確保するための、理解促進、配慮や支援の普及。

- ⑤失語症の人と対等に意思疎通ができる支援者(会話パートナー)の養成と、その支援者を利用する場合の費用負担は公費(都)とすること。

- ⑥学童期の高次脳機能障害についての普及啓発と、対応できる教育者の養成。

- ⑦偏見や誤解の解消には学校教育での取り組みが重要であり、且つ教育者への理解促進を図る施策。

- ⑧中小企業も含めた事業者の負担軽減を図るための支援。

- ⑨どんな障害があるかが分かるようなものを、各種バッヂなどにして身に付け、どんな支援が必要かを、見える化できるものを、行政・事業者・当事者・地域・デザイナープロなどが一緒に考え作り出す施策。

- ①都の広域相談員と地域相談員、及び各障害専門相談員との双方向性の連携構築。

- ②事案解決のための助言、支援、調査及び関係者間の調整。

- ③各相談機関の連携を促進して、相談事案に関わる情報収集、分析。

- ④各相談機関のみでは解決できない場合の、各種の専門家との双方向性の連携構築。

- ⑤担当自治体が相談機能を持たなければ、差別解消につながらない。都として、そのような仕組みを進めていく視点で体制整備を図る。

- ⑥単なる苦情処理ではなく、苦情対応をサービス改善のきっかけとする視点の構築。

- ⑦相談窓口には、事業者側の相談窓口の機能も設置。

- ・人生の途中、突然に、様々な原因による脳損傷で、高次脳機能障害を持つことになった方々は、退院後の生活や社会参加、就労復帰において多大な困難を抱えることになるが、当障害は見た目には分からないのと、当障害の方がたは障害認識が薄いため、自ら困っていることを訴えないので、障害の評価(等級認定)においても、支援や配慮において不利になりがちである。

- ①障害の評価(等級認定)においては、見落としがあったり、過小評価にならぬよう、充分な考慮の上での評価の実現。

- ②支援内容についても、高次脳機能障害を充分に理解した上での配慮が提供できる環境の実現。

4 情報保障の推進

相談・紛争解決の仕組み

6 上記5つ以外の論点

## 障害者への理解促進及び差別解消のための条例制定へ向けての意見

2107年4月18日  
障害者と家族の生活と権利を守る都民連絡会

1. 他県、他自治体で条例を作ったことで何が変わったのかなど、把握することで条例作に生かせるのではないか。

2. これまでつくられた自治体の目的等の下線部分は大事な視点であり、その進捗状況を調べて参考にし、実効ある条例づくりに生かしていく。

### 例：千葉県条例

「障害のある人もない人も、誰もが、お互いの立場を尊重し合い、支え合いながら、安心して暮らすことのできる社会こそ、私たちが目指すべき地域社会である。

このような地域社会を実現するため、今、私たちに求められているのは、障害のある人に対する福祉サービスの充実とともに、障害のある人への誤解や偏見をなくしていくための取組である。」

### 八王子条例

第3条 障害者に対する差別をなくすための取組は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提として行わなければならない。

→条例をつくることで施策の進展がはかられるようにしていくことが重要

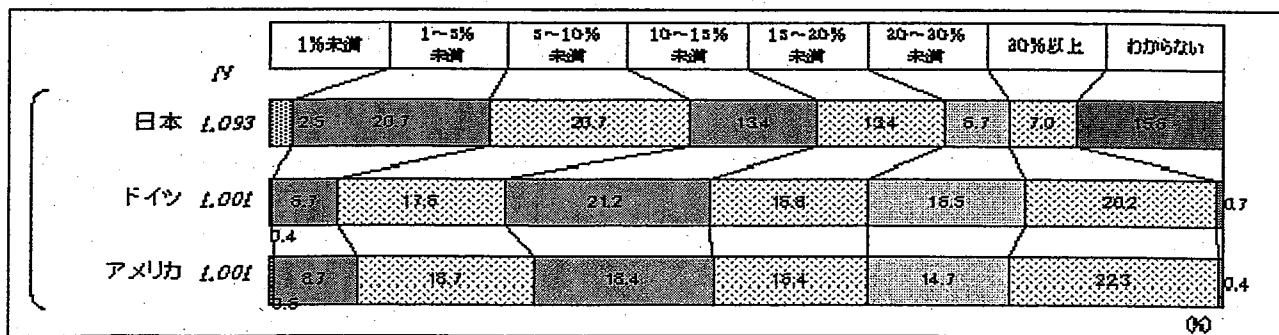
→下線部分の示すように「権利保障＝障害施策」の充実をはかることが、人権を大事にし、差別を解消していく上で重要（他の差別にも通じるもの）

3. 様々な差別を無くしていくには、人権保障、権利保障をどう進めていくか、この点を理念のなかに明確に文言で表現する。

4. 障害者への理解促進及び差別解消のための条例制定にあたって、制定する過程を通してどう都民にアピールしていくか、この点も大事な視点として位置づける。

→国民の障害者観（内閣府「国際比較調査」2007年2・3月実施）より

【自国の人口に占める障害のある人の割合】についての質問に対する回答



5. 全ての人が大事にされる社会づくりにとって、行政の役割が重要、東京都の果たす役割を明確にしておくことが重要  
→行政施策の点で差別扱いはないか
6. 事業主に向け丁寧な理解をすすめるための場を計画的にすすめていくことを大事にしていく。
7. 障害のある人の理解をすすめる上で教育の果たす役割は極めて重要になる。この視点を入れておくことが大切。
8. 何が差別か、合理的配慮はどうすればいいのか、障害者差別解消法の施行のもとで様々な問題が出ることが予想される。そうしたときに大事になるのが相談窓口となる。差別解消を実効あるものとしていくためにも、独立した第三者機関を設置し、困ったときの相談や解決のための取り組みをすすめられるようにしていく。
9. ヒアリングのやり方についても、項目に沿ってだけでなくそれぞれの団体等で感じていることなど、項目に縛られずにかけるようにして欲しい。今後の検討の進行に沿ってヒアリングを持って欲しい。

(別添3) 障害者への理解促進及び差別解消のための条例制定に係るヒアリング 事前意見書

団体名 全国視覚障害児（者）親の会東京支部

論点	内容
1 基本理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>考え方の基本として、憲法の基本的人権の尊重、法の前の平等、そして、障害者権利条約をふまえてということを明記する。</li> <li>条例ということから、都民にわかりやすくする必要がある。まずは、5つの虐待を明示する。</li> </ul>
2 都民及び事業者の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な障害特性への理解について、都民へ促すとともに、事業者に対して理解啓発を促し事業者の責務であることを明らかにする。</li> <li>障害があるがゆえの差別的扱いが法や障害者権利条約にそぐわないものであること、合理的配慮が求められていることを示し責務とする。</li> </ul>
3 事業者による取組の推進	事業者でも大中規模な所には、自らの推進を促すとともに、小規模零細な所へは都・区市町村の支援の体制を作り財政支援も含め援助を具体化する。
4 情報保障の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>点字情報、音声情報について、視覚障害者への提供が大事である。</li> <li>デジタル情報を取得可能な視覚障害者への都の情報発信も大事で、特に権利擁護関係の発信が必要である。</li> <li>点字使用者に対して、郵送物への公共機関からの発信元の点字標記が必要である。</li> </ul>
5 相談・紛争解決の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>通報者に対して、通報した事による不利益が生じないような実行ある処置が必要である。特に発見者や、通報者が障害者自身の場合、解雇や退所などにならないようにする。そのため、不利益な処置の禁止とともに、不利益な処置への罰則や公表をもうける。</li> </ul>
6 上記5つ以外の論点	

(別添3) 障害者への理解促進及び差別解消のための条例制定に係るヒアリング 事前意見書

団体名 東京LD親の会連絡会

論点	内容
1 基本理念	私たち東京LD親の会連絡会は、LD(学習障害)のみでなく、ADHD、自閉症スペクトラム、その他の発達障害の子どもを持つ親の集まりです。知的にボーダーラインの方々や、発達障害の特徴を持つ障害名の診断を持たない方々、複数の障害名を持つ方々等も存在しています。 外見からは障害があることがわからないために、抱える困難が理解されないことが大きな悩みとなっています。外見でわかりにくい多様な障害があることを基本理念に加え、いわれのない差別(叱責、仲間はずれ、侮辱等)を受けることのない社会の構築を望みます。
2 都民及び事業者の責務	<ヘルプマークの普及について> 外見からはわかりにくい障害を、一般都民や事業者に理解してもらうために、ヘルプマークの効果は大きいと考えます。ヘルプマークの普及は、当事者の利用により都民の理解を推進するのに役立ちます。 また、矛盾するようですが、同時にマークが無くても、助け合い支えあえる住みやすい社会をつくるため、一人ひとりの障害観を変え、人間の多様性に対する理解を都民や事業者が共有できる未来図を描いてほしい。
3 事業者による取組の推進	合理的配慮を求められることによって、支援や配慮のしやすいタイプの障害者のみに雇用が偏らないようにお願いしたい。難しいタイプや困難事例への支援技術の向上のため、障害者職業センター、生活・就労支援センター、各地域の就労支援センターとの連携のもとに理解を進めて頂きたく。
4 情報保障の推進	<ピクトグラムの普及> 文字盤による案内よりも、ピクトグラムによる視覚に訴える案内が、LD等発達障害者には理解しやすいと言われています。街中、道路、建物内、学校等におけるピクトグラムの普及が暮らしやすさにつながります。 ユニバーサルデザインは東京オリンピックをひかえ叫ばれているところですので、障害者にもわかりやすいピクトグラムの設置をお願いします、これらは、個々の事業所の負担、支援者の負担も減らしていくものです。 <申請書類等の簡略化> 行政関係の申請書類等は、文面がわかりにくく、記入が煩雑なものが多く見かけられます。当事者にもわかりやすい書類のユニバーサル化をぜひお願いしたい。
5 相談・紛争解決の仕組み	<相談> 相談したい内容と相談先がマッチングができていないため、どこに相談に行けばよいかを相談する先が欲しい。また、相談先では、表出言語の不得意な当事者の場合、核心に触れるまで時間がかかる場合が多いため、相談を受ける側の技術の向上と、ゆっくり話を聞く余裕が必要だと考えます。 <意思決定支援> 行政機関や支援機関等が当事者が望むからと、あまり適当でない決定を短絡的に決めるのは避けたい。当事者がその決定によって起きるだろう結果を十分に情報として知っているかを確かめ、情報不足や誤解がある場合は、情報を正しく知らせ、時間をおいて再度意思の確認を行ってほしい。情報が正しく伝わっていれば、紛争を避けられる場合もあると思う。
6 上記5つ以外の論点	

## ヒヤリング発表要旨.txt

### 障害者への理解促進及び差別解消のための条例制定にかかるヒヤリング 発表要旨 東京視覚障害者協会

田中章治

#### ○論点2及び、論点5関連

盲導犬使用者であるが本年1月、東新宿の中華料理店で入店拒否にあった。直接対応したのが日本語がおぼつかない外人であり、こちらの説明は通じなかつた。また、既存の相談窓口に相談してもすぐ解決につながるかどうかわからない。なんといっても即応性が要求されると思うが、現窓口は夜間や土日の対応はどうなのだろうか。後日、連絡を受けても、その店には心情的に行きたくないものである。

#### ○論点4関連 情報保障の推進について

①視覚障害者の場合、情報保障の中心は読み書き（代読・代筆）支援である。行政機関、金融機関など、社会のあらゆる場面で保障されなければならない。また、読み書き支援員の養成も公的責任でなされなければならない。

②視覚障害者の場合、最も適した媒体は人によって異なる。そこで、次の各媒体で情報が提供されるべきである。すなわち、点字、録音、大活字、データでの提供の4媒体が不可欠と言える。

・会議の開催通知が墨字（普通字）でしか、私たちに届かないのは無神経と言わざるを得ない。

・他の視覚障害者が体験した例では、都心のある区主催のユニバーサルデザイン関係の会議で、パワーポイントによる説明が主で、後でデータ提供を要求しても、無視された例があった。

#### 五つの論点以外で、必要な視点について 内田邦子

1. 職業について：視覚障害者の20数パーセントしか働けていないという事実があります。企業に勤務、あき業も企業内ヘルスキー・パーなど最近増えてきたようですが、以前は病院での勤務、養護学校での機能訓練士などの仕事もありましたが、今では保険点数の関係から病院での勤務はなくなり、養護学校での機能訓練士はなくなりました。開業しても見えないことのハンディ（治療室の掃除ではホームヘルパーが使えない、営業活動ということで訪問することもできない）があったり、訪問マッサージで雇われても劣悪な環境での仕事となっています。

職業選択の自由などとは程遠い状況で、抜本的に視覚障害者の職業を変えていってほしいとおもいます。

2. 選挙のお知らせなどは、ある程度点字でも出ていますが、区の広報などは区によって出ていたり出でていなかったりさまざまです。マイナンバーカードも何が書いてあるかわかりませんし、自分の番号がわかりません。このようなやり方はやめてほしいです。

3. 住宅について：そもそも、視覚障害者は民間アパートが借りにくい状況があります。

先日、生保を受けている方の都営住宅の申し込みに立ち会つたのですが、申し込み書に記入するのは大変難しく、職員は書いてくれませんでした。それに戸数も少なく、入居が困難で、当たったとしても入居まで1年かかります。こんな先進国で、あり得ない話だと思えました。

[以上]

「障害者への理解促進及び差別解消のための条例」制定に係るヒアリング 事前意見書  
東京肢体障害者団体連絡協議会

(1) 基本理念

- ・障害者をはじめすべての都民の人権を守ることを基本とする。
- ・国連の「障害者権利条約」に沿ったものにする。
- ・障害の範囲を限定しない。

手帳の有無に関係なく、難病、色弱、吃音者、性同一障害なども含める。

国連の「障害者権利条約」に「様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るもの有する者」と規定している。

- ・行政責任、特に「東京都」の責務を明確にする。

(2) 都民及び事業者の責務

- ・理解促進は、ひとりひとりの権利を大切にすることを広げることを基礎とする。
- ・「合理的配慮」の意味を正しく広げる。

国連の「障害者権利条約」に「合理的配慮」とは「障害者が他の者との平等を基礎として全ての権利及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均等を失した又は過度の負担を課さないものをいう」とある。

- ・学校などで、ひとりひとりの人権を守るために教育をすすめる。

(3) 事業者による取組の推進

(4) 情報保障の推進

- ・言語障害、吃音者など情報を伝える側の権利も保障する

(5) 相談・紛争解決の仕組み

- ・気軽に相談出来る機関の創設
- ・既存の機関の活用。労働問題では、労働基準監督署など。
- ・訴訟を起こす場合、裁判費用などの支援。

(6) その他

- ・現存する施策での差別解消。東京都の障害者医療費助成、障害者福祉手当など
- ・バリアフリー化の推進
- ・今後の推進により、団体へのヒアリングを行うこと。
- ・パブリックコメントを行うなら、寄せられた意見を明らかにすること。

(別添3) 障害者への理解促進及び差別解消のための条例制定に係るヒアリング 事前意見書

団体名 東京都肢体不自由特別支援学校PTA連合会

論点	内容
1 基本理念	
2 都民及び事業者の責務	
3 事業者による取組の推進	事業所の主体性は重要であるが、一事業所で孤立することは不安が生まれる要因にもなり得る。事業者同士の情報交換ができる仕組みと事業所への支援体制も重要視してもらいたい。専門家が助言できる体制も必要であろう。
4 情報保障の推進	障害の特性の理解と共に意思疎通のための手段となる機器の利用の重要性は大きい。
5 相談・紛争解決の仕組み	窓口の明確化。誰でも、何でも、すぐに迷わず行ける窓口であること。窓口の啓発。相談員の障害特性の知識と理解の重要性。的確な助言は相談員の力量で左右されることのないように。相談員と専門家との相談体制のあり方。
6 上記5つ以外の論点	

(別添3) 障害者への理解促進及び差別解消のための条例制定に係るヒアリング 事前意見書

団体名 東京都重症心身障害児(者)を守る会

論点	内容
1 基本理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>誰もが安心した生活を営むために、障害がある人は必要な支援を受けながら、どんなに障害が重い人でも自らの意思で、自分らしい生き方をすることができる東京都を目指す。</li> <li>無意識の中にある差別感をなくし、障害があっても一人ひとりの違いを互いに受け入れ、人権を尊重し、認め合い、夢や希望、生きがいを持って自己実現ができる東京都。</li> <li>都民や都内で仕事をする人、活動している人も互いの違いに気づき、理解し、支えあう東京都。</li> <li>障害のある人の持つ可能性を引き出し、伸ばすことによって社会参加の場の広がりを作っていく。</li> </ul>
2 都民及び事業者の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者理解のための研修の場を設け、差別の解消に努める。</li> <li>合理的配慮が社会の中で醸造されるように、事業者だけでなく障害者からも好事例を集積する。</li> <li>障害者差別解消法の理念や内容は、障害者や家族、関係者が理解するだけでなく、広く社会(都民及び事業者)が理解する必要がある。</li> <li>多様な障害のある者自身が、その障害を理解してもらえるように努力をする。</li> </ul>
3 事業者による取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業内研修や地域行政の研修会において、様々な障害の実態を理解できるように工夫をする。例えば、好事例の紹介や障害当事者またはその家族、支援者を講師とする研修会の実施への支援。</li> <li>特別支援教育の実践の中に、障害者理解や最適な支援が集積されている。その技術的知識や情報を探して発信し支援する仕組みを作る。</li> <li>合理的配慮に対しては、事業者が可能な限り建設的な姿勢で取り組むよう、都は事業者に理解を求める。</li> </ul>
4 情報保障の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害のある人へのコミュニケーション支援の観点からだけでなく、障害者の周囲の人への支援にもつながるツールを導入してはどうか。聴覚障害のある人の言語として、筆談、口話、手話などがあるが、健常者が聴覚障害の人の持つ会話術を同じように使うことができず、健常者が会話に困ることがある。ICTの活用による遠隔手話通訳を利用することで容易にコミュニケーションが取れるようになる。健常者もいざれは高齢化による難聴となることを考え、ユニバーサル的な観点から、ICTの活用による遠隔手話通訳の活用も考えられる。</li> <li>それぞれの障害の特性に配慮した情報の伝達方法を様々な場面で用意するためには、行政も含めた社会全体が障害の特性を知ることが必要。</li> </ul>
5 相談・紛争解決の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>都として、広域をカバーできる相談窓口の設置。</li> <li>区市町村で解決できない事案への助言や紛争解決支援を行う仕組みを作る。</li> <li>相談や紛争解決に関わるスタッフの育成や確保が必要。</li> </ul>
6 上記5つ以外の論点	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者への差別意識解消のために、幼児の頃から障害児者と接する機会をつくるとともに、教育課程の中で「障害に関する教育」を組み込んでいくことが必要。その中で、障害者差別解消法について正しい理解につながっていく。</li> <li>理解をしてもらう前に、障害のある者の多様な障害そのものを知ってもらう機会を作ることが肝要。</li> <li>国では、2020年オリンピック・パラリンピックに向け、「ユニバーサルデザイン2020関係府省等連絡会議」を設置し、その中にオリンピック会場および国内全般を視野に入れた「街づくり分科会」「心のバリアフリー分科会」を設けて議論を進めている。国の進め方の方向性を見定め、都としての方向性も加味する。</li> <li>医療と切り離すことのできない重症心身障害をはじめマイノリティーといわれる障害であっても障害者差別解消法の対象として合理的配慮を行い、誰もが安心して暮らせる東京都をめざす。</li> </ul>

(別添3) 障害者への理解促進及び差別解消のための条例制定に係るヒアリング 事前意見書

団体名 東京都精神保健福祉家族会連合会

論点	内容
1 基本理念	何人も障害があるゆえに個人としての尊厳を奪われず、差別されず、法の下に平等な権利の主体であることを認め、共に暮らしやすい社会を実現する。
2 都民及び事業者の責務	都民は、障害者への偏見・差別をなくし、障害をもっていてもその個人の権利は守られることを認識する。事業者はサービス提供に関して、障害に基づく差別をしてはいけない。特に精神障害者に対しては、本人に寄り添うような人的支援が確保されるようとする。
3 事業者による取組の推進	事業者は職場において障害にたいする無理解または障害者に対するいじめや嫌がらせが存在する場合は、これを是正するための対策を行う。
4 情報保障の推進	災害時情報については、障害特性に応じた情報が必要で、各自治体において体制作りが必要。
5 相談・紛争解決の仕組み	相談支援専門員を育成する。相談窓口は障害者が住む地域に設置し、相談しやすい環境にする。地域の関係機関との連携をもつ。
6 上記5つ以外の論点	学校教育について: 小学校高学年から障害者に対する教科を組み入れ、障害者に対する正しい知識を持たせ、違いを認め、助け合って共に生きることを学ばせる。

# 障害者への理解促進及び差別解消のための条例制定に係るヒアリング

## 次第

日時 平成29年4月28日（金曜日）  
14時00分～16時00分  
会場 東京都社会福祉保健医療研修センター801教室

### 1 開 会

### 2 出席委員及び都職員紹介

### 3 挨 捶 共生社会推進担当課長 下川 明美

### 4 ヒアリング（五十音順）

1 団体様 10分程度にて、事前意見書に記載して頂いた内容の説明をお願いいたします。

- |                            |   |
|----------------------------|---|
| (1) (一社) 東京都肢体不自由児者父母の会連合会 | 様 |
| (2) (NPO) 東京都自立生活センター協議会   | 様 |
| (3) (NPO) 東京都中途失聴・難聴者協会    | 様 |
| (4) (NPO) 東京盲ろう者友の会        | 様 |
| (5) 障害者の生活保障を要求する連絡会議      | 様 |
| (6) 障害を持つ子供のグループ連絡会        | 様 |
| (7) 地域で暮らすための東京ネットワーク      | 様 |

### 5 事務連絡

### 6 閉 会

(別添3) 障害者への理解促進及び差別解消のための条例制定に係るヒアリング 事前意見書

団体名 一般社団法人 東京都肢体不自由児者父母の会連合会

論点	内容
1 基本理念	閣議決定された基本方針を具体化できるよう、日常生活におけるあらゆる場面において差別を解消することを都民・事業者・行政機関に求めることを明記するべきと考えます。
2 都民及び事業者の責務	
3 事業者による取組の推進	合理的配慮の提供において、内閣府等から出されている事例などを参考にすると共に、当事者の意見、申し出を積極的に取り入れ、最適・最善の配慮を行うように努める旨を明記するべきと考えます。
4 情報保障の推進	
5 相談・紛争解決の仕組み	・地域協議会の設置促進をはかると共に、各市区町村で困難事例となっている案件については、積極的に都の協議会が関与し、解決促進にあたるべきと考えます。 ・相談、申し立てに際し意見の表出が難しい障害者においては、家族等による代理の相談、申し立てでも同様に扱う旨を明記するべきと考えます。
6 上記5つ以外の論点	・すべての項目において肢体不自由児者の視点がもれないよう留意していただきたい。

(別添3) 障害者への理解促進及び差別解消のための条例制定に係るヒアリング 事前意見書

団体名 東京都自立生活センター協議会 (TIL)

論点	内容
1 基本理念	<p>1条:目的(障害者権利条約に則り、差別をなくしインクルーシブ＆ダイバーシティな都の実現)</p> <p>2条:定義(①障害のある人 ②社会的障壁 ③差別 ④合理的配慮)を明記</p> <p>3条:基本理念</p> <p>(1) 障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。</p> <p>(2) すべての障害のある人は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。</p> <p>(3) すべての障害のある人は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。</p> <p>(4) すべての障害のある人は、言語(手話を含む)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。</p> <p>(5) 障害を理由とする差別の多くが障害のある人に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていること及び誰もが障害を有することとなる可能性があることを踏まえ、障害のある人だけでなくすべての都民が、障害についての知識及び理解を深める必要があること。</p> <p>(6) 各側の明記(教育、地域生活、介助、医療、交通、就労、防災、複合差別(セクシャリティ、門地など))</p>
2 都民及び事業者の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都民:差別とは何か、社会的障壁とは何か、条例の目指す社会とは何かなどの啓発活動。</li> <li>・事業者・行政機関:合理的配慮及び環境整備(事前の改善措置)の義務化。</li> </ul>
3 事業者による取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・功績があると認められる事業者の表彰。</li> <li>・環境整備(事前の改善措置)、合理的配慮への助成制度。</li> </ul>
4 情報保障の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における避難行動支援者に配慮した情報の確保。</li> <li>・意志疎通支援者の養成と手段の普及。</li> <li>・障害に応じた情報発信の配慮。</li> </ul>
5 相談・紛争解決の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都庁内に裁判外紛争解決手続(ADR)として機能する相談とモニタリングを行う条例専用機関を設置する。(できれば独立したものが望ましい)</li> <li>・地域相談員の窓口に当事者を配置し、当事者の視点を踏まえた相談対応を行うことができる人材を育成する。</li> <li>・仲裁、調停、あっせん、指導、公表まで行う。</li> </ul>
6 上記5つ以外の論点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前文を設け、次の点を網羅すること</li> <li>すべての人は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人であり、都内において障害の有無や種別はもとより、人種、セクシャリティ、職業、門地等によって分け隔てられることなく、多様性を認め合い、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現。</li> <li>・分野別禁止事項について記載する。</li> </ul>

(別添3) 障害者への理解促進及び差別解消のための条例制定に係るヒアリング 事前意見書

団体名 自立生活センター・小平

論点	内容
1 基本理念	障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現。
都民及び事業者の責務	都民: 障害のある人への差別を行わないようとするための人権教育の徹底、都民への周知。 事業者: 合理的配慮を的確に行うための環境整備。
3 事業者による取組の推進	功績があると認められる事業者の表彰。
4 情報保障の推進	災害時における避難行動支援者に配慮した情報の確保。 意志疎通支援者の養成と手段の普及。 障がいに応じた情報発信の配慮。
5 相談・紛争解決の仕組み	地域相談員の窓口に当事者を配置し、当事者の視点を踏まえた相談対応を行うことができる人材を育成する。
6 上記5つ以外の論点	全ての学生または教員に対し、人権に関わる教育の強化。

(別添3) 障害者への理解促進及び差別解消のための条例制定に係るヒアリング 事前意見書

団体名 特定非営利活動法人 東京都中途失聴・難聴者協会

論点	内容
1 基本理念	<p>①本条例が障害者権利条約、障害者基本法、障害者差別解消法を踏まえて制定されたものであることを明記すべきである。</p> <p>②我が国における東京都の占める位置を考えたとき、東京都が障害者差別解消の最先端の取組みを進めることを宣言する意味は大きく、その旨を条例に明記すべきである。</p> <p>③障害分野の差別解消を実現することが共生社会実現のための欠くべからざる取組みであることを強調すべきである。</p>
2 都民及び事業者の責務	<p>①都民の責務としては、障害者が共生社会の重要な成員であることの理解を強調し、障害者に対して差別を行わないことを徹底すべきである。また、都民に対して、差別・合理的配慮についての正しい理解を身につけるための啓発活動を重視すべきである。</p> <p>②障害者差別解消法は事業者に対して差別禁止を明示しているが、合理的配慮については努力義務に止めている。差別について、障害者差別解消法基本方針は正当化事由を広く認める書きぶりになっているが、事業者と事業従事者・事業利用者の置かれている立場の力関係を考えれば、事業者による正当化事由の抗弁を広く認めることは実質的には差別を広く容認することとなるので、正当化事由の抗弁は制限的なものとする規定にすべきである。また、合理的配慮の提供はコストのかかるものであることを前提に、このコストの負担が共生社会で事業活動をするための必要な負担であることを強調すべきである。</p>
3 事業者による取組の推進	<p>①障害者差別(何が差別に当たるのか)、合理的配慮(どのような配慮を障害者は求めているのか)の中身に、事業者は十分な理解を持っていないのが現状である。事業者の取組の第一歩として、差別・合理的配慮についての当事者を招いての研修を実施することが必要である。</p> <p>②事業者内の組織として、障害者差別解消を担当する部門の設置が必須で、差別解消の進捗をモニターし、事業者内で共有する仕組みが求められる。すでに多くの事業者においてはハラスメントへの対応の仕組みが整えているところが増えてきていることから、そのような仕組みと協働して障害者差別解消も含めた「共生経営」といった取り組みを進めることが重要である。このような取り組みは、今広く喧伝されている「ESG投資」の考えとも親和性を持つと考える。</p>
4 情報保障の推進	<p>①情報はすべての人が感性を豊かにし、思考し、意思を決定し、交流するための基盤である。情報はすべての社会生活分野において、すべての人にとってアクセシブルでなければならない。その意味で、障害分野の情報アクセシビリティは、社会全般の情報アクセシビリティの不可欠の一部分として理解されなければならない。</p> <p>②上記のような視点に立てば、「情報保障の推進」というテーマは「情報アクセシビリティの推進」とするのが適切である。</p> <p>③これから的情報アクセシビリティは、障害者総合支援法での意思疎通支援(手話通訳・要約筆記派遣など)や補装具・日常生活用具の支給などの福祉サービスと障害者差別解消法での合理的配慮・環境整備、その他バリアフリー新法など様々な法律の施策との組み合わせで進められていくべきである。</p> <p>④聴覚に障害を持つ者にとって、「すべての音声情報の文字化」が求められる。音声のみの情報伝達は、それだけで聴覚に障害を持つ人に対する差別であると認識してほしい。</p> <p>⑤情報アクセシビリティは、人的支援と環境整備という大きな2つの大きな方向から進められる。その中で、障害者の権利保障が問題となる場面では、公的な資格・訓練を受けた意思疎通支援者(手話通訳者、要約筆記者など)による支援を原則とすべきである。一方、不特定多数の利用者に対しては、意思疎通支援者に加えて、文字表示や字幕表示などの環境整備が適切に組み合わされる必要がある。このような利用の具体例は、東京都のウェブサイトなどの事例蓄積をすることが欠かせない仕組みとなる。</p>

(別添3) 障害者への理解促進及び差別解消のための条例制定に係るヒアリング 事前意見書

団体名 特定非営利活動法人 東京都中途失聴・難聴者協会

5 相談・紛争解決の仕組み	①公的な相談支援体制の整備が急務である。区市町村には相談窓口を設置し、一時的な対応を徹底する必要がある。 ②法律の改正が必要であろうが、障害者差別解消地域支援協議会には、審議機能にあわせ、準司法的な仲裁・調停機能を持たす必要がある。 ③雇用・労働の紛争は、既存の労働紛争調停機能の活用が予定されているが、利用実態を調査し紛争調停を求める障害当事者をサポートする仕組みを考える必要がある。
6 上記5つ以外の論点	①周知のように、障害者の定義については障害者基本法(障害者差別解消法)と障害者総合支援法(身体障害者福祉法)では著しい違いがある。世界保健機関(WHO)は人口の約5%を聴覚障害者としているが、東京都の聴覚・平衡障害の身体障害者手帳保持者は4万人弱(平成15年度)で人口の0.3%である。そして、障害者総合支援法による福祉サービスはこのわずか0.3%の聴覚障害者をカバーしているにすぎない。一方、障害者差別解消法で差別の解消・合理的配慮の提供を求める障害者は「心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」(障害者差別解消法)であり、今まで福祉サービスでカバーされてこなかった非常に多くの聴覚障害者が差別の解消を求ることとなる。このように障害者差別解消法、およびそれを受けた東京都の障害者差別解消条例は従来の障害者福祉サービスを大きく転換させるものと考えられるので、合理的配慮乃至環境整備にと従来の福祉サービスの担う役割を整理し、障害者の暮らしやすい社会実現のための具体的方策(例えば行政による助成措置)を条例の中に織り込んでいただきたい。

(別添3) 障害者への理解促進及び差別解消のための条例制定に係るヒアリング 事前意見書

団体名 特定非営利活動法人 東京盲ろう者友の会

論点	内容
1 基本理念	
2 都民及び事業者の責務	
3 事業者による取組の推進	
4 情報保障の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他県条例では、必ずしも情報保障の推進が盛り込まれているわけではない。その中にあって、徳島県条例においては、①「情報の取得及び意思疎通における障壁の除去」、②「障害のある人に配慮した情報発信等」、③「意思疎通等の手段の普及」、④「意思疎通支援者の養成等」、⑤「災害時等の情報の確保」を規定している。情報の入手や意思疎通が困難な盲ろう者を支援する当会としては、徳島県条例と同様、推進すべきことを細分化する形でその内容を盛り込んでいただきたい。</li> <li>・情報保障や意思疎通の手段としては、点字や手話だけでなく、盲ろう者が独自の方法である触手話・指点字・手書き文字等の手段も多様な手段の一つとして位置付けられるようにしていただきたい。</li> <li>・盲ろう者、特に触覚的な方法を使う盲ろう者においては、手段が保障されるだけでなく、本人の受信速度に合わせて対話を進めるなど、周囲の配慮も必要になる。その点も盛り込むようにしていただきたい。</li> </ul>
5 相談・紛争解決の仕組み	
6 上記5つ以外の論点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「移動に対する支援の推進」を論点として盛り込んでいただきたい。盲ろう者においては、安全に移動することが困難な状況に置かれており、適切な支援が受けられないことには外出が困難な者も少なくない。外出が困難な盲ろう者は、他者との接点が得られず、相談ができないどころか、そもそも紛争が起きる状況に遭遇することもない。</li> </ul>

(別添3) 障害者への理解促進及び差別解消のための条例制定に係るヒアリング 事前意見書

団体名 障害者の生活保障を要求する連絡会議

論点	内容
1 基本理念	<p>障害者権利条約が指し示す、インクルーシブな社会を、東京都において実現させ、障害のあるなしに関わらず、平等、相互の人格が尊重されることを目指す。</p> <p>障害は、障害者手帳所持をもっていいうのではなく、社会生活や日常生活に身体的理由をもって、不利益を被る状況として捉えていくことを明示する。</p> <p>地域社会の中で障害者が権利の主体として暮らしていくことを、後押しする条例であることを明示する。</p>
都民及び事業者の責務	<p>「都民」と「事業者」を同列におくべきではない。「事業者」に対しては合理的配慮義務を課すべきである。</p> <p>両者に共通して求められることは、障害を理由にした差別を許さないという姿勢であり、障害者問題は人権問題であるという認識を持つことである。</p>
3 事業者による取組の推進	<p>事業者が障害者に対して合理的配慮を提供することを可能とさせるため、都による助成制度をつくり、過重な負担になる事業者に対してインセンティブとなるような仕組みをつくっていく必要がある。</p>
4 情報保障の推進	<p>見えない人、聞こえない人に対する情報保障は、すべての生活場面で保障していくことが大切である。</p> <p>さらに、身体障害の人についても、手足の障害や、言語の障害によって、それぞれ違う形式の情報保障が必要とされる場合がある。社会生活を営むにあたって、情報入手と、情報発信は必要不可欠という認識を持ち、政策形成をしていくことが重要である。</p>
5 相談・紛争解決の仕組み	<p>差別解消の制度で必要なものは裁判規範性である。しかし残念ながら障害者差別解消法には裁判規範性はなく、また、紛争解決の仕組みも整えられていない。</p> <p>都の条例においては実効の性ある紛争解決の仕組みをつくり、その仕組みで、提訴した側と提訴された側がそれぞれの主張を出しあい、一定の解決の方向を出せる権限を与えるべきである。またそこで判断する人たちの中に、障害当事者団体の人も組み込むべきである。</p> <p>差別を被った人の訴えを無視する、事実確認さえ拒否するような悪質な事業者に対しては、実名を公表するなどの罰則規定を設けるべきである。</p>
6 上記5つ以外の論点	<ol style="list-style-type: none"> <li>女性やLGBT、在日外国人、被差別部落出身者などを理由とする複合的差別にどう対応していくか。</li> <li>「障害者の範囲」は、障害者基本法、差別解消法の定義はもちろんのこと、さらに「断続的、周期的な障害を含む」を上乗せし、幅広く定義するべきです。</li> <li>都内でおきた障害者差別は、旅行者、国籍などを問わずに全て受付けるか、都民が地方で障害者差別に合った場合はどこが受付けるか、「都民」の定義は、通勤・通学している人を含めるかなど。また、「事業者」は、本社が都外であっても東京に店舗があれば含めることができます。</li> <li>教育については、普通学校で合理的配慮不提供等があった場合に、条例が解決を後押しする仕組みとなるよう、教育について丁寧な検討が必要です。また、東京にある学校であれば、管轄に関わらず条例の対象とすることが自然だと思います。</li> </ol>

(別添3) 障害者への理解促進及び差別解消のための条例制定に係るヒアリング 事前意見書

団体名 障害をもつ子供のグループ連絡会

論点	内容
1 基本理念	差別を、障害があることによる不利益、と考えるといろいろな場面が想定される。障害教育におけるカーテン教室など、憲法で保障された教育の権利を侵すもので、通常の小中学校ではありえない光景である。しかしその中で、放課後等デーサービスは学校の授業が終わった後、家庭でも学校でもない第3の場で集団活動や余暇活動を行い社会的スキルを身に付ける場として4年前にスタートした制度で、親も自分の時間が確保でき急速に利用が拡大してきている。しかし、卒業後の青年・成人の余暇支援の制度がなく、独自努力で細々と続けられている。この様に障害児・者を取りまく環境の中に差別と感じられるものがあり、障害をもつ人たちの不利益が際立っている。
都民及び事業者の責務	この様な障害をもつ人を取りまく不利益をいかに緩和するか、合理的配慮の必要性がでてくる。例えば、車いすに乗っている人が電車やバスに乗ろうとしたときに、駅員やバスの運転手は入り口にスロープを付け車いすが乗車し易くする。また乗客はそのためのスペースを空け、車いすが安定に固定できるように協力する。この様に、車いすを操作している当事者だけでなく周りの人もその一連の作業に、場所と時間を譲り合って協力することが合理的配慮ではないでしょうか？
3 事業者による取組の推進	事業者(行政も含む)はこの合理的配慮を予算の枠の中で、どのように配分するか合理的配慮が求められる。特に行政は市民から集めた税金をどのように配分するか、障害をもつ人が不利益にならないように合理的配慮を念頭に置いて配分しなければならない。一般事業者も、ものを生産し販売しサービスを提供するときに障害をもつ人の不利益にならないように合理的配慮をしなければならない。
4 情報保障の推進	合理的配慮は障害者権利条約で初めて出てきたのではなく、憲法の中に示されている。すべて国民は個人として尊重される(憲法13条)全ての人は同じ平等の権利をもつ(憲法第14条)、障害者権利条約では、障害者がすべての場所において法律の前に人として認められる権利を有する(権利条約12条)この様に、障害者権利条約では障害のある人も、障害ない人と同じ権利をもつことが繰り返し出てくる。障害者権利条約を理解し、一般に広めることができが差別解消法をより身近に感じることができる。
5 相談・紛争解決の仕組み	障害者基本法及び障害者差別解消法には、「障害を理由とする差別の禁止」をうたっているが、介護保険の65歳問題では各地で訴訟が起こっている。65歳になると今まで負担ゼロで受けていたサービスが1割から3割負担になる。身体的にも経済的に変化がないのに、自動的に負担が重くなる制度そのものを解決する必要がある。これは相談・紛争解決の仕組みを作る以前の問題である。
6 上記5つ以外の論点	この20数年の間に大きな災害がいくつも発生している。その度ごとに以前起った災害の経験が生かし切れていない状態で、新しい法律を作り対処している。特に、障害をもった家族は一般的避難所では対応できず、危険な自宅の中や車中泊をして避難生活を送らなければならず、エコノミー症候群等関連死の増加を加速している。普段の生活の中で福祉施設や福祉職員の増員による手厚い福祉行政は、災害時の福祉避難所になったり、サポートする福祉職員の手当や派遣をしやすくなる。福祉行政の充実が防災システムを構築する重要なポイントである事を認識する必要がある。医療面では愛の手帳1, 2度以外の3度、4度の人たちへの医療費助成がないために健康維持に問題がある。重症度による差別をなくすることが必要である。

(別添3) 障害者への理解促進及び差別解消のための条例制定に係るヒアリング 事前意見書

団体名 地域で暮らすための東京ネットワーク

論点	内容
1 基本理念	<p>この条例は、しょうがいしゃが東京という地域の中で、しょうがいしゃ以外の市民とともに、差別を受けることなく、暮らしていくことをを目指しているものである。</p> <p>しかし、入所施設で長期にわたり生活することを余儀なくされている人、精神科病院に長期に入院させられている人など、隔離生活を余儀なくされているしょうがいしゃも多い。都民として生活してきたしょうがいしゃが東北や四国など、遠い地域にある入所施設にある入所施設に送られてしまう現実もある。</p> <p>昨年7月26日に起った相模原市の津久井やまゆり園でのしょうがいしゃへの大量殺傷事件は、大規模隔離施設であったがゆえに起った事件であるが、この津久井やまゆり園にもしょうがいを持つ都民が暮らしてきたのだった。</p> <p>この状況は、障害者権利条約、障害者基本法に明白に違反する状態である。こうした隔離生活を余儀なくされているしょうがいしゃの存在を私たちは片時も忘れることなく、こうした隔離状態の1日も早い解消を条例に明記すべきである。</p>
2 都民及び事業者の責務	<p>1点目 障害者の就労問題についての観点から。</p> <p>精神障害者は特に電車に乗るのが苦手な人が多く、大抵は大きな会社の障害者雇用よりも通勤の楽な地元でのアルバイトを希望する。その場合、就労するという目的のために、精神疾患のあることを面接時伝えない道を選ぶ。</p> <p>しかし、薬を服用しているところを見られたり、病気のことを知られたりして、やめざるを得なくなったりやめさせられたりすることが多々おきている。</p> <p>やめざるを得なくなるのはまわりからの差別や偏見にたえられなくなるからであり、やめさせられるのは「もっとほかにあなたに合う職場があるでしょう」「あなたにはこのしごとはキツイと思われます」などと優しいことばで排除される結果である。</p> <p>この当事者以外あまり知らない実情を、我々都民および事業者は理解し、職場において精神障害者はもちろんどんな人も差別や排除することなく、安心して就労できる職場環境を心がけたい。</p> <p>条例で規制できることはないかもしれない。しかし、「どんな人とも一緒にやっていきましょう」という職場の姿勢は、幼い子を持つ働く母親にとっても、病気で治療をしながら働く人にとっても、働きたい身体や知的の障害のある人にとっても、国籍の違う人にとっても、働きやすい職場となるはずだ。</p> <p>「働きたい」という意欲のある人は、それぞれの抱える事情によって差別されたり排除されないというしぐくあたりまえな職場であればよい。「都民および事業者の責務」とは、意識せず差別や排除の側にいる自身の意識改革ではないのか。</p> <p>2点目 障害女性への複合差別を視野に入れる観点から。</p> <p>障害者権利条約には、障害女性に関する第6条が設けられている。障害女性が複合的な差別を受けていることを認識し、必要な措置を講じなければならない、とされている。</p> <p>障害があること、女性であること、このふたつの立場にいるだけで、深刻な困難を生きている実態を、私たち都民および事業者は、積極的に知り、理解し、何をすべきか何をすべきでないのかをきちんとまなび、その解決のための実践をする責務がある。</p>
3 事業者による取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一回の議事録を読む限り、中小企業への支援だけが提起されていたが、東京都には大企業の本社などが集中していることから、大企業への働きかけも並行して行うべき。</li> <li>・特に生活に密着した事業者（公共交通機関、病院など）には、障害者権利条約の理念「他の者との平等」を踏まえた接遇・サービスのあり方を当事者が講師となって研修するなどの機会を、施策として取り入れるべき（現状では役所の窓口などでも平然と差別的言動を行うケースワーカーがいるなど、権利条約の理念をわかっていない者が「福祉職」に就いているケースが多々見られることがある）。</li> <li>・精神障害者に関しては、現状（八王子・青梅地域に精神科病院が集中している状況）を都民に広く認識させ、問題意識を共有し、ともに解決していく（＝精神科病院から退院して精神障害者が地域で暮らせるようにする）ような意識の素地作りを施策として進めること。</li> <li>・事業者が条例の普及啓発の取り組みを推進するのであれば、その際には必ず障害種別をこえた当事者講師を招く、あるいは当事者が参画して取り組みを進めるべき。</li> </ul>
4 情報保障の推進	<ol style="list-style-type: none"> <li> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人にとって分かりやすい言葉での説明を文書で行う。</li> <li>・本人にとって分かりやすい言葉での説明を、本人がわかるまで行政や事業者が行う。</li> <li>・精神障害者の中で、市役所や区役所から本人に送られてくる書類の内容をすべて理解してしている人は少ないと思う。</li> <li>手帳の更新、福祉サービスの更新、計画相談のことなど。</li> </ul> </li> <li> <ul style="list-style-type: none"> <li>正直、役所の書類をすべて理解して返送していれば精神障害者としては、とてもとても軽度だと感じる。</li> <li>まず、分かりやすい言葉や図での説明もいれた文書を送るなどの工夫を行ってほしい。</li> <li>また、役所の窓口では本人が難しくてわからなければ、時間をかけてワーカーが説明したり、サポートの同席を認めてほしい。</li> <li>障害者を「他の者と平等」というならば、</li> </ul> </li> <li> <ul style="list-style-type: none"> <li>まず役所のケースワーカー等が積極的に障害者に対して分かり合おう、わかるまで同じ市民として説明しようという姿勢が大切です。</li> <li>病院でも分かりやすい言葉での説明を行い、インフォームドコンセントを行ってほしい。</li> <li>今後、条例が出来相談・紛争窓口でも同様の措置をとってほしい。</li> </ul> </li> <li> <ul style="list-style-type: none"> <li>重複障害者もいる。文字以外のツールを交えながら、分かりやすい言葉での説明を工夫するべき。</li> <li>インターネットを障害特性から中々対応することが出来ず利用できない精神障害者も多い。</li> <li>インターネットだけでの情報発信は気を付けてほしい。</li> </ul> </li> <li> <ul style="list-style-type: none"> <li>広く都民に障害者権利条約や差別解消法の存在や内容を認識させる努力が都には足りません。</li> <li>精神障害者が何に困っているのか、情報収集をし、当事者の声を聞きながら広く発信していくことが大切。</li> </ul> </li> </ol>

(別添3) 障害者への理解促進及び差別解消のための条例制定に係るヒアリング 事前意見書

団体名 地域で暮らすための東京ネットワーク

	<p>(1) 基盤となるアドボケイトについて 改正障害者基本法では「第三条2項 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共に生することを妨げられないこと」。「第四条1項 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」。「第四条2項 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない」と規定された。</p> <p>障害者への差別・権利侵害とは、地域社会の中で、普通の市民として生きることを妨げることである。障害者権利条約が示す『医学モデルから社会関係モデルへのパラダイムチェンジ』とは、医学的診断等による個人の病理・機能障害理解から、本人の人間関係・社会関係の障壁(バリア)が生み出す市民生活・参加の制限・排除の解消と、必要な理解・共感や支援・合理的配慮の展開を意味する。つまり「私たちのことを私たちめに決めないで！」ということを厳守のことだ。人は社会で生きている意味を感じないと生きていくことは大変困難となる存在である。その人間関係の繋がりから排除したり、剥奪することは著しい人権侵害である。</p> <p>身体障害者、精神障害者、知的障害者、難病者であるという理由で、生活の質が著しく低下されてしまった人々の自律・自立をめざして、安心・安全・自由な関係に基づく相談・紛争解決の仕組みの創設を私たちは待望している。</p> <p>1. 企業、学校、刑務所、医療機関、施設、事業者において強制入院や行動制限の要件、処遇基準をめぐって本人の権利が侵害されていないかどうか、あるいは、地域生活のあらゆる場面において権利が侵害されていないかどうかを把握し、本人の人間として権利を守り、本人の意思の実現をはかる。</p> <p>2. どんな人に相談・紛争解決役をになってほしいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 本人に選ばれた人であること。</li> <li>② 中立ではなく、本人から要請があった場合は、本人の立場にたって援助・代弁をおこなう人であらねばならない。</li> <li>③ 本人が勤務している企業、本人が利用している病院や施設・事業者、本人が在籍している学校、本人が収監されている刑務所等の関係者ではないこと。これは障害者であっても、本人と同じ病院や施設等の利用者の場合は適切ではないと考える。</li> </ul> <p>3. 費用をどうするか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 税金でまかなく。</li> </ul> <p>4. 相談・紛争解決の仕組みはどんな役割を担うのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 本人の意思・意志の尊重と、本人の権利(安心・安全・自由)を守ること。本人の立場を守ること。</li> <li>② 企業、学校、医療や福祉等のパトナリズムに対抗する。</li> <li>③ 本人の意思を実現するためのセンターであり、本人の意思を、必要な場合は代弁しなければならない。</li> <li>④ 本人を虐待・放置から保護しなければならない。</li> </ul> <p>5. 相談・紛争解決の仕組みに認められる役割について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 本人が刑務所に収監中、精神科病院に入院中・社会福祉施設に入所中の場合は、必要な場合はいつでも本人に面会できる。</li> <li>② 本人の了解があればカルテ・相談録・業務日誌等を見ることができる。</li> <li>③ 本人の代理者として、裁判官・検事・警察官・教師・事業者・医師・看護職・社会福祉職等職員と面談し、関係解決をはかることができる。職員は相談・紛争解決の扱いからの依頼があれば面談し、問題解決に協力すること。</li> <li>④ 本人の代理者として、行政等関係機関の職員と面談することができる。</li> <li>⑤ 本人の代理者として不服申し立てを行政に対して行うことができる。</li> </ul> <p>5. 相談・紛争解決役が尊重しなければならないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 本人の権利が侵害されていないかどうか、あるいは、地域生活のあらゆる場面において権利が侵害されていないかどうかを把握し、本人の人間として権利を守り、本人の意思の実現をはかる。</li> <li>② あくまでも本人から要請があった場合に限り、本人の立場にたって援助・代弁を行うこと。</li> <li>③ 本人の情報はもとより、関係機関・関係者に関する情報もこの仕事の遂行以外には使用してはならない。</li> <li>④ 記録を残すこと。しかし記録の方法はビデオ・写真・録音・書くことなど本人と相談・紛争解決役が相談して決めることができる。</li> </ul> <p>(2) 相談・紛争解決の仕組み</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 相談・紛争解決のための機関は、あくまでも中立な立ち場でなければならない。第三者機関が必要であり、現状では自主自律として弁護士会が適当ではないかと考える。</li> <li>2. 相談・紛争解決のための機関が、紛争解決のために調整と勧告を行い、それに従わなかった事例は、公開とすること。</li> <li>3. 相談・紛争解決のための仕組みには、訴訟援助の仕組みを設けること。</li> <li>4. 相談・紛争解決の仕組みには、相談・紛争解決役を監査し、相談にのる仕組みを設けること。</li> </ol> <p>(3) 事例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的には、「昨年、精神障害を理由に都民共済への加入を拒否された」者がいる。例えば、このような事例にも相談解決出来る仕組みを作る。</li> </ul>
6. 上記5つ以外の論点	<p>① 障害者差別についての研究は必須 障害者差別については、さまざま事例の蓄積や研究をおこない、都以外の条例および各国の実態、障害者権利条約の基準などを参照した研究を行っていくことを明記しておいてほしい。 そして客観的なデータの収集・蓄積に努めてほしい。研究もデータも、人権を守るためにきちんと活用してほしい。</p> <p>② 総合的な差別の禁止について 障害者差別のみならず、おおくの複合差別の実態があり、解決については見逃すことができないので、将来的には総合的な差別禁止条例制定を見据えた研究を行っていくことを明記してほしい。願わくば、国に対し、総合的差別禁止の法制化を要求する首都東京であってほしい。</p> <p>本年3月、韓国で差別禁止法制定連帯が102団体におよび再発足、記者会見で以下の言葉があった。      「先延ばししていい人権はない」      「社会的合意よりも人権の価値と基本権が優先だ」      この言葉の重さを実感できるのが、差別される側だけ、というのでは困るのだ。      個人の経験として、学校・会社・近隣、どこでもいじめにあってきた。障害者も「同じ人間である」ことを一般の人は知らないからだ。インクルーシブと盛んに言われているが、常に多様な人と関わる公共機関など存在していない。そして、障害に限らず、困難をかかえたひとにいきなりの高いレベルを求める逆効果となる事例が、困窮者支援・ひきこもり支援の現場などでもおこっている。      おたがいのはなしを丁寧に聞き合う社会、希望の持てる社会へと進んでもらいたい。それには時間がかかる。効率とか成果とかを考えず、十分にひとひととの信頼と理解を構築するのがよい。</p>